

2019年  
10月スタート!

# 軽減税率制度実施までに やっておきたいこと

## <補助金受付開始>

### ポイント1 軽減税率制度に関する情報収集

- 商工会、商工会議所等が開催するセミナーなどに参加



### ポイント2 新たに発生する仕事の洗い出し

- 取り扱う商品の適用税率の確認など
  - ・ 贈答用の飲食料品、社内で供する茶菓などに注意
  - ・ 自社のサービスが「外食」に当たるか確認

### ポイント3 レジやシステムの確認

- 取引先の対応を確認・調整
- 補助制度の利用の検討
  - ・ レジが複数税率に対応しているかどうかをメーカーや販売店に確認
  - ・ 受発注システムの改修・入替の場合、交付決定がされる前に作業着手したものは補助対象にならないので注意



### ポイント4 社内体制の整備

- お客様対応の見直し、従業員研修、適用税率ごとに区分した経理への対応
- 値札・POPの準備、商品カタログの改訂など



2019年  
6月28日

電子的受発注システム改修等に対する補助金の交付申請受付期限（交付決定後に改修に着手）

2019年  
9月30日

レジ導入等、電子的受発注システム改修等の完了期限

2019年  
10月1日

## 軽減税率制度スタート!

2019年  
12月16日

レジ導入等に対する補助金の申請受付期限  
電子的受発注システム改修等に対する事業完了報告期限